

4. 申請にあたってのQ&A

Q 日本学生支援機構の給付奨学金を受給していますが、申込みは必要でしょうか。

A 令和3年12月10日に日本学生支援機構の給付奨学金を受給していることをもって、今回の緊急給付金の対象者といたしますので、申込みは不要です。（平成29年度から開始した給付奨学金を受給している方も含みます）なお、日本学生支援機構に登録している口座に振込を行いますので、口座登録も不要です。

Q 日本学生支援機構の給付奨学金を受給していますが、本緊急給付金の振込先を、給付奨学金の振込口座とは別の口座に変更することは可能ですか。

A 本人名義の口座であれば変更可能です。大学等が指定する期日までに振込口座届（様式3）を提出して下さい。

Q 日本学生支援機構の給付奨学金を受給していますが、本緊急給付金を辞退することは可能ですか。

A 大学等が指定する期日までに辞退届（様式4）を提出して下さい。

Q 今回の緊急給付金とあわせて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A この緊急給付金は、既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）、③大学等独自の奨学金、④民間等による支援制度、⑤外国人留学生学習奨励費）等を活用していることを求めており、この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

Q 家庭からの仕送りなどの支給要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 要件を満たすことを求めておりますが、最終的には大学等が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

Q 高等教育の修学支援新制度の対象外である大学等に通う学生等（大学院生含む）も対象となりますか。

A 対象となります。ただし、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用していることなどを求めています。

Q 支援対象となる学生等の要件は何でしょうか。

A 大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、法務省告示に指定された日本語教育機関に在籍している学生等が対象です。留学生については、高等学校卒業程度の者です。

また、原則は、令和3年4月1日以降で令和3年9月30日までの期間に対象となる大学等に入学又は在籍し、且つ大学等から日本学生支援機構に推薦する時点において対象となる大学等に在籍している必要があります。その他の要件は、本手引きのp4をご参照ください。

Q 留学生も対象になりますか。

A 対象となります。

Q 年齢要件はありますか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q 必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A 証拠書類の一部が揃わない場合であっても、自己申告で申請することは可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q 自宅から大学等に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A 本緊急給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。

Q 4月に入学し、アルバイト収入の減少がない場合は、申請できないということですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られなかった場合は対象となります。この場合、申請書「3. 申し送り事項」にそのような事情を申告いただきます。

Q 現在、2校以上の大学等に在学しているのですが、申請はどの大学から行えばよいですか。

A あなたが在籍している大学等のいずれか1校から申請を行ってください。複数の大学から申請を行うことの無いようにしてください。

Q 既に大学独自で実施している学生に対する緊急給付金等を受け取っている場合でも、申請は可能でしょうか。

A 本緊急給付金の支給要件を満たしていれば申請可能です。